

お客様各位

東港金属株式会社  
代表取締役 福田隆

## 金属盗対策法(※)施行に伴うご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当社の事業にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

本書面は、弊社とお取引のあるお客様へ、法律施行に伴うご案内として広くお送りしております。

このたび、「金属盗対策法(※)」の施行に伴い、対象となる金属類のお取引に際して、本人確認および取引記録の作成・保存等の対応が求められることとなりました。本法律の所管は警察庁となります。

■本人確認の方法については現在準備中であり、準備が整い次第、改めてご案内させていただきます。

■実際に指揮頂いております部門長様の所属確認 及びマイナンバーカードまたは運転免許証の読み取りによる本人確認を実施させていただく予定です。

■ご担当者様に変更になった際は、再度ご担当者様の本人確認が必要となりますので、ご一報いただけますようお願いいたします。

まずは、お客様の所在確認を目的としまして、登記上の本店所在地に本書面を転送不要郵便にて送付させていただいております。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、これらの対応は、法令遵守および金属盗被害の防止、ならびに適正で安全な取引環境を維持するためのものです。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

こちらの QR コードより、お問い合わせ内容をご登録願いますようお願いいたします。

担当者より順次回答させていただきます。



URL: <https://forms.cloud.microsoft/r/JJbhEY4Ccd>

※正式名称：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律

敬具